

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>下水道事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理</p> <p>第3章 包括外部監査の結果及び意見</p> <p>収入調定と債権管理</p> <p>5. 水道局から建設局への一括返還債権について（報告書 47 頁～50 頁）</p> <p>延滞金に関して、債権回収自体が困難な滞留債権について延滞金まで徴収することが困難な状況であることは理解できますが、他の使用者との公平性や、条例に基づく適切な業務の執行という観点からすると、条例に基づく厳格な徴収を行なうべきです。</p> <p>6. 不納欠損処理について（報告書 50 頁～53 頁）</p> <p>不納欠損処理の大部分が転居先不明という状況の中で、未収債権に対する方針を明確にするとともに、転居先不明による未収債権削減にむけた取組み（例えば、市民への転居先通知促進のための啓蒙活動等）を検討する必要があると考えられます。</p>	<p>平成17年の方針どおり、できかぎり条例に基づく適切な業務を執行していく。破産事件に対する交付要求については延滞金を徴収している。また、水道局とは情報交換の場として月1回、会議を行っている。</p> <p>平成17年の方針どおり、転居先不明による不納欠損処理を少しでも削減するため、転居先が追跡できるよう受付方法改善等について、水道局と協議を行っている。また、使用者の転居先不明を防止するため、ホームページで転居先通知のお知らせを掲載している。</p>	<p>措置済</p> <p>措置済</p>
<p>契約事務</p> <p>3. 監査の結果と意見</p> <p>(10)神戸市から（財）神戸市都市整備公社への事務費支払いについて（報告書 77 頁～78 頁）</p> <p>（財）神戸市都市整備公社へ随意契約により委託、請負を依頼する場合の事務費の算出根拠について再検討し、情勢変化に伴い定期的に見直してゆく制度の導入が必要と思われます。</p>	<p>定率の事務費ではなく、事業費に応じて段階的に比率を変える仕組みへと見直しを行った。</p> <p>なお、事務委託については、平成25年度末をもって公社下水道事業部を廃止したうえで、現在は市が直接運営している。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>財産管理</p> <p>3．財産管理の現物確認について（報告書 82 頁～83 頁）</p> <p>視察を行った事業所について、機械装置、工具器具備品の物品に固定資産ナンバー、取得年月日及び資産名等が記載される識別票が全く貼付されておりませんでした。</p> <p>識別票は、現物を管理する上で必要となりますし、現物確認の手続きを効率的に行う上でも必要なものですので、識別票の貼付は必要と考えます。</p> <p>5．共同溝について（報告書 87 頁～92 頁）</p> <p>国道2号神戸共同溝事業に対してすでに下水道事業会計から19億円が支払われています。この共同溝が神戸市民にとって有益なものであるならば、投資回収を図るためにも早期に維持管理に関する管理協定を結び、一日も早い供用開始に努めるべきです。</p> <p>また、当初の供用開始予定が伸びている原因を究明し、今後の共同溝の参画への参考にすべきです。</p> <p>・人件費</p>	<p>これまでに取得した機械装置、工具器具備品の物品について、確認をした上で識別票を貼付けた。</p> <p>今後取得していくものについても、備品管理簿に登録するとともに、識別票を貼付けていく。</p> <p>平成20年度末に兵庫国道事務所と管理協定を締結し、その直後に切替工事を行い平成21年7月に供用を開始した。</p> <p>また、供用開始が伸びた原因は、平成7年の阪神淡路大地震や平成16年の高潮台風による被災とその補修費用の分担調整協議が難航したためである。</p>	<p>措置済</p> <p>措置済</p>
<p>7．退職給与引当金について（報告書 104 頁～106 頁）</p> <p>退職給与引当金については、少なくとも自己都合退職の場合の期末要支給額を計上しておく必要があります。引当不足額36億円については、下水道事業会計の経営状況も勘案しながら、一定の年数（平均残余勤務期間内、例えば15年）で規則的・計画的に充当していくことを検討する必要があります。</p>	<p>退職給付引当金の計上が義務付けられたことにともない、年度末に在職している職員全員が普通退職する場合の要支給額を平成26年度に引当計上した。</p>	<p>措置済</p>